令和3年度 いじめ防止学校基本方針

羽後町立西馬音内小学校

- 1 防止のための手立て 〈 〉は推進担当者
- (1) 教職員の体制 〈校長・教頭・教務主任・研究主任・生徒指導主事・養護教諭〉
 - ・いじめはどの児童にも起こりうる問題であることを踏まえ、全ての職員の共通理解のもと、 校内組織「いじめ・不登校対策委員会」が有効に機能し、問題に柔軟に対応できる体制の維 持に努める。
 - ・互いに学級経営や授業,生徒指導等について相談したり,気軽に話をしたりができる職場の 雰囲気を醸成する。
 - ・児童と向き合う時間を確保し、信頼できる関係を築く。
 - ・校内研修に「いじめ問題」「情報モラル」の内容を取り入れ、研鑽に励む。
 - ・学期毎の学校(内部)評価において、いじめ問題への取組状況の点検・見直しを図る。
 - ・月末毎にいじめの報告、対策推進の確認、児童の情報交換等を行う。

(2) 学級経営 〈学年主任・学級担任〉

- ・規範意識を高め、安心・安全に学校生活を送ることができ、規則正しい態度で学校生活に主体 的に取り組む集団づくりに努める。(『絆づくり』『居場所づくり』))
- ・具体事例をもとに児童個々のいじめに対する問題意識を高め,正義感や思いやりの心をクラス内に育むとともに,すべての児童が存在感をもてる学級づくりを行う。
- (3) 学習活動 〈研究主任・道徳教育推進教師・特別活動主任〉
 - ・自己有用感を高め、共感的な人間関係を築くことができるような学習活動を展開する。
 - ・分かりやすい授業づくりに積極的に取り組み、学習における過度なストレスを取り除く。
 - ・幅広い体験活動をもとに,他と共によりよい生活をつくり出していこうとする態度を培うと ともに,自他の意見の相違があっても,互いを認め合いながら,話合いによって解決してい ける力を育てる。

(4)情報モラル教育 〈生徒指導主事・情報教育主任〉

- ・ネット上の不適切な書き込みや名誉毀損,プライバシーの侵害等の被害を防止するため,関係機関(警察署,法務局等)の指導助言を得ながら、学校における情報モラル教育を進める。
- ・情報モラルの必要性と対応の仕方を身に付けられるよう,教員が積極的に外部の研修会に参加する。

(5) 児童会活動 〈児童会活動担当〉

・委員会活動,あいさつ運動等を児童主体の活動として推進し,円滑な人間関係づくりや社会貢献への意欲を高め,支え合いの精神を養う。

(6) 家庭・地域・外部専門家との連携 〈教頭〉

- ・PTA講演会等でネット上のトラブル防止についての啓蒙を図る。
- ・学校運営協議会委員,保護者への学校教育アンケートにおいて「学校におけるいじめへの対応 状況」について意見,要望等を提供していただく。
- ・スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーによる,望ましい人間関係づくりのための講話や演習(スキルアップ講座)を行う。

2 早期発見のための手立て 〈 〉は推進担当者

(1)児童理解 〈生徒指導主事〉

- ・学習アンケート等を日常的に活用し、児童の心の変化を把握する。
- ・児童が示す小さな変化や信号を見逃さないようアンテナを高く保ち,授業時間,休み時間,給 食・清掃活動等における児童の様子を見守る。
- ・幼保小連携における情報交換会において、新入学児童についての情報を得る。

(2) 職員相互の情報交換 〈生徒指導主事〉

- ・気になることは随時生徒指導主事・教頭に報告し、いじめ・不登校対策委員会等を開催後、 職員全体で共有する。
- ・毎学期、必要に応じて「児童を語る会」(教員全員参加)を開き、情報の共有を図る。

(3) 心とからだの健康チェック 〈養護教諭〉

- ・定期的にに全校児童対象にアンケート調査を実施し、実態把握に努める。
- ・調査結果を職員全体で共有し、気になる児童には教育相談等で対応する。

(4) 定期的な教育相談 〈教務主任・生徒指導主事〉

・全校児童を対象に、学級担任による教育相談期間を1学期と2学期に設ける。

(5) スクールカウンセラーの活用 〈教頭・養護教諭〉

・スクールカウンセラーの活動について保護者に周知するとともに, 気軽に相談できる環境を整える。

(6) 家庭・地域との連携 〈教頭・生徒指導主事〉

- ・PTAの学級懇談会や保護者面談等で、相談体制やいじめのサインについて話題にし、心配 事は迷わず学校に相談するよう伝える。
- ・「学校報」,「生徒指導だより」,「学年通信」,「HP」等でいじめの早期発見の重要性について 認識を広めるとともに,校内外での情報提供等の連携・協力を図る。

【年間スケジュール】

	1 学 期	2 学 期	3 学 期
防止	いじめ・不登校対策委員会(4月) いじめ防止研修会(6月) PTA教育講演会(7月) 学校運営協議会(5月) 夏休み手伝い活動(7・8月) あいさつ運動	いじめ・不登校対策委員会(9月) いじめ防止研修会(9月) 学校運営協議会(9月) 学校教育アンケート(12月)	いじめ・不登校対策委員会(1月) 学校運営協議会 (3月)
早期発見	教育相談(6月) 学校教育アンケート(7月) 保護者との教育相談(7・8月) 第1回学校生活意識調査(7月) 学習アンケート(7月) 心とからだの健康チェック スクールカウンセラーの活用 児童を語る会	学習アンケート(9月) 教育相談(9・11月) 体罰に係わる調査(12月) ^{第2回学校生活意識調査(12月)} 学習アンケート(12月)	幼保小連絡会(3月) 小中連絡会(3月) 第3回学校生活意識調査(2月) 学習アンケート(3月)



情報を得た教職員

学級担任・学年主任 ŢĻ

生徒指導主事

教頭・校長

いじめ対応チーム(いじめ・不登校対策委員会)

校長・教頭・生徒指導主事・教務主任 研究主任・養護教諭・各学年主任

- 1 情報の共有・整理
 - ・いじめの様態、関係者の把握
 - ・得られた情報、対応の記録
- 2 対応方針の決定
 - ・事実確認、対応の留意点
 - ・タイムテーブル(見通し)
- 3 役割分担

職員会議

共通理解

共通実践

- ・被害児童からの聴き取りと支援
- ・加害児童からの聴き取りと指導
- ・周囲の児童からの情報収集と指導
- 保護者への対応
- ・学年、学級への対応
- ・関係機関との連携

地教委 警察

SC SSW等

保護者

事実の究明といじめ解消に向けた支援・指導 |



継続指導・経過観察



再発防止・未然防止活動

【ポイント】

実態把握

- ・当事者双方、周りの 児童から聴き取り記 録する。
- ・同一時間帯に個々に 聴き取りを行う。
- ・関係教職員と情報を 共有し、正確に把握 する。
- ひとつの事象にとら われず、いじめの全 体像を把握する。

児童への支援

- ・被害児童を保護し、 心配や不安を取り除 <。
- ・加害児童の心に寄り 添い、相手の苦しみ や痛みに思いを寄せ る指導を十分に行う。

保護者との連携

- ・双方の保護者と直接 会って、確認された 事実、具体的な対策 を話す。複数で対応 する。
- ・保護者の心情をくみ 取り、協力を求め、 今後の学校との連携 方法を話し合う。

今後の対応

- ・当事者には継続的に 教育相談や日記など を通して支援を行う。
- ・カウンセラー等の活 用も含め心のケアに あたる。
- ・全体に対して、いじ めの傍観者からいじ めを抑止する仲裁者 への転換を促す。